

交付金の算定例

※当該区域に住民票がある方の人数

A 75才以上が20人の自治会

- ・20人×1,000円=20,000円
 - ・事務経費3,000円×1団体
- 合計23,000円

B 75才以上が20人の老人ホーム

- ・20人×1,000円=20,000円
 - ・事務経費3,000円×1団体
- 合計23,000円

C 75才以上が15人の自治会と5人の自治会が共同で事業を実施する場合

- ・20人×1,000円=20,000円
 - ・事務経費10,000円（最低保障）
- 合計30,000円

D 75才以上が5人の自治会4つが共同で事業を実施する場合

- ・20人×1,000円=20,000円
 - ・事務経費3,000円×4団体
- 合計32,000円

E 75才以上が200人の地域自主組織（委任10団体）

- ・200人×1,000円=200,000円
 - ・事務経費6,000円×10団体
- 合計260,000円

F 75才以上が200人の地域自主組織（委任8団体以下）

- ・200人×1,000円=200,000円
 - ・事務経費50,000円（最低保障）
- 合計250,000円

敬老事業交付金

行財政改革審議会の答申に基づく第3次大山町集中改革プランを進めるため、

平成26年度まで町が行っていた敬老会に代わり、平成27年度からは自治会や地域

自主組織等が実施する敬老事業に対し、町が交付金を交付する制度が始まっています。

この変更により、近年の多様なニーズに対応し、それぞれの地域が独自性を持つ事業を行えるようにしました。また、こうした取組みが進むことにより、災害時における集落の連携・強化の一助となることも期待していますので、どうぞご活用ください。

☆交付対象事業

☆交付額

★実施主体

当該年度に75才に到達される方以上の高齢者（当該区域在住者）を対象に行う敬老事業が対象です。そのほかの事業・行事と組み合わせて実施される場合や、子どもさん等が一緒に参加される場合も対象になります。

自治会（単独でも共同でも可）、地域福祉施設等

当該区域の75才以上の高齢者（住民票のある方のみ）お一人につき1,000円。事務経費として実施主体1団体につき3,000円加算（ただし3団体までの共同実施なら合計で10,000円加算）。

地域自主組織で実施する場合の事務経費は1団体につき6,000円加算（ただし委任団体数が8以下なら合計で50,000円加算）。